

IATSS三十周年によせて

学際的研究に思う

松村良之 北海道大学大学院法学研究科教授

1947年生まれ。69年東京大学法学部卒。現在、北海道大学大学院法学研究科教授。法についての社会学的研究、心理学的研究に主として従事し、法と経済学(名称は広いが、ミクロ経済学の法領域への応用である)にも関心を持っている。



国際交通安全学会は、学際的研究、特に工学系と人文社会科学系の学際的研究を大きな柱としているように思われるが、法学との学際的研究について感じていることを述べたい。

わたくしが奉職している北海道大学では、2005年度から大学院法学研究科が中心となり、工学研究科(交通工学など)と経済学研究科の一部を取り込んで、専門職大学院として文理融合をうたい文句に公共政策大学院が発足する。それで、今までわたくしが関わってきた国際交通安全学会のプロジェクトと重ね合わせて強く感じることは、社会制度の最適な制度設計を行うための研究においては、工学的な手法(交通の分野で言えば工学的な方法での交通のコントロール)と法学的な手法(法的規制による交通のコントロール)のベストミックスを見出すことが重要であり、そのためには、必然的に学際的なアプローチが必要になるということである。わたくしが国際交通安全学会の活動でこの点をもっとも強く感じたのは、太田勝敏先生をリーダーとする「車成熟社会での市民・自治体と交通警察」というプロジェクトに関わらせていただいていたのである。

そしてその中で感じることは、法学という学問は、制度設計という観点からはブレーキをかけることは得意であるが、法的制度設計のイマジネーションは貧困ではないのかということである(もっともそれは個人の資質という側面もあり、明治期の法典編纂に携わった法学者たち—多くは藩校の秀才である—は非常に構想力があつたように思われるが)。そして現在、政策決定において、法学を中心に据えることは限界に来ているし、さらには官僚主義と結びついて、法科万能の悪しき拡大再生産がなされているように思われる。つまり、わたくしは第一に、法科万能の行き詰まりと、その点で、国際交通安全学会のように、学際的な研究を踏まえ、それに基づいて制度設計の提言を行うことの重要性を強調したい。

そうすると、次に、制度設計は法律という形で表現されるのだから、法学以外の分野の人々がそれなりに法を理解することが必要ではないかという議論が出てくるであろう。そこでの最大の問題は、法学が新規参入者にとって閾値が高く見える学問であるということである。工学系の人にとって、例えば経済学を学ぶことは比較的容易であろう。実際、経済学の中核的コンセプトである限界分析は、力が速度ではなく加速度に質量をかけたものであるという力学の本質と共通なのであるから。また、心理学の手法も、工学系の人にとって、数量的データを多用するという点においても、変数のコントロールという実験的手法においてもなじみのあるものだろう。しかし、法学はそうはいかない。法学は近代科学の系列の学問ではなく、教義学(その典型は神学)をその基礎とする学問だからである。法律学の中核が教義学であるとしたら、いくら条文が口語化されようと他の分野の人々にとって閾値が高いのは当然であろう。従って、学際研究に向けてわたくしは第二に、他の分野の方は、法学は所詮教義学なのだから、わからなくてもおそれるな、法学の専門家に遠慮するなということを強調したい。